



鳥取県公報

令和7年8月26日（火）
第9720号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（4件）（517～520）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	港湾区域内の船舶の撤去（521）（鳥取港湾事務所）・・・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（35）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年8月5日から令和8年2月12日まで
- 3 作業地域 鳥取市佐治町森坪及び佐治町高山

鳥取県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び写真測量）
- 2 作業期間 令和7年8月13日から令和8年3月11日まで
- 3 作業地域 日野郡江府町大字佐川

鳥取県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年8月20日から同年12月8日まで
- 3 作業地域 米子市別所

鳥取県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年8月25日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町河上及び日野町板井原

鳥取県告示第521号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定に違反して許可なく港湾区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第56条の4第2項の規定により次のと

おり告示する。

令和7年8月26日

鳥取県鳥取港湾事務所長 小 屋 隆 志

- 1 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権原を有する者は、令和7年9月2日までに当該船舶を鳥取港の港湾区域内から撤去すること。

漁船登録番号	船名	所在地（次の図に示すとおりとする。）
TT3-7982	末広丸	鳥取市港町13

- 2 1の船舶を期限内に撤去しない場合は、港湾管理者である鳥取県鳥取港湾事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、港湾法第56条の4第8項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県鳥取港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

令和7年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年8月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 日時 令和7年8月27日（水） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
 - 県・市町村選挙事務担当者研修会について
 - その他